

山陰地域通訳案内士登録申請等書類一覧

2026年7月

		新規登録	変更届出	再交付	抹消	備 考
①	登録申請書	○				・様式はホームページからダウンロードできます。 ※複数言語申請の場合は、言語ごとに作成
	登録事項変更届出書		○			
	登録証再交付申請書			○		
	登録抹消事由届出書				○	
②	健康診断書	○				・参考様式はホームページからダウンロードできます。 ・医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による診断書で、3ヶ月以内に発行されたものであること。 ・精神機能の障害の有無等の記載があるものであること。
③	養成研修修了証書の写し	○		△		・旧登録証との引換えによる再交付の場合は不要。 ・研修修了後に氏名または本籍の変更がある場合は、下記⑧の添付が必要。
④	写真2枚 (同一のもの)	○	○	○		・最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの。 ・サイズは、縦3cm、横2.4cm。 ・同一の写真を2枚。 ・裏面に氏名を記載。 ※複数言語申請の場合は、言語ごとに2枚必要
⑤	欠格要項に該当しない旨の宣誓書	○				・様式はホームページからダウンロードできます。
⑥	住民票抄本	○				・3ヶ月以内に発行されたものであること。 ・次のア、イ、ウいずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができる。 ア 運転免許証(両面)※ イ 写真付き住民基本台帳カード(両面) ウ 個人番号カード(おもて面のみ) ※運転免許証記載の住所に、住民票を移している場合のみ可能
⑦	山陰地域通訳案内士登録証		○	○	○	・登録証を亡失(紛失)した場合は、理由書を添付すること。 ・理由書の参考様式はホームページからダウンロードできます。 ※亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく発見した登録証を返納することとし、発行日の新しい登録証を使用すること。
⑧	変更内容を証する書面		○			・変更する事項について、変更前後の記載がある書面が必要。 【氏名変更の場合】戸籍抄本(原本、3ヶ月以内に発行されたもの) 【住所変更の場合】住民票抄本(原本、3ヶ月以内に発行されたもの) ・変更前後の記載がある次のア、イ、ウいずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができる。 ア 運転免許証(両面)※ イ 写真付き住民基本台帳カード(両面) ウ 個人番号カード(おもて面のみ) ・変更が複数回にわたる場合は、現在までの変更の経緯が確認できる書面が必要。 ※上記の他、確認のため別途書面を提出していただく場合があります。 ※運転免許証記載の住所に、住民票を移している場合のみ可能
⑨	死亡又は欠格事由に該当するに至った場合は、その旨を証する書面				○	
⑩	手数料領収証書の写し	○ (4000円)	○ (3000円)	○ (3000円)		・手数料を指定金融機関等にて納付した納付済証を提出すること。 ・納付書の様式は、別途交付します。
⑪	代理する権限を付与したことを証する書面	○	登録を受けようとする者が日本国外に居住している(非居住者である)場合に 限る。			・非居住者とその代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面を添付すること。
⑫	代理人が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○				
⑬	代理人の欠格要項に該当しない旨の宣誓書	○				